

2018年4月2日
団体年金事業部

「コーポレートガバナンス・コード改訂案」「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」の公表およびパブリックコメント募集について

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」と題する提言を取りまとめました（3月26日公表）。

これを受けて、東京証券取引所は、「コーポレートガバナンス・コード改訂案」を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（意見募集期間：4月29日まで）。

なお、改訂の実施時期（予定）は「2018年6月を目処」とされるとともに、「上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、準備ができ次第速やかに、遅くとも2018年12月末日までに提出する」とされています。

また、金融庁は、「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（意見募集期間：4月29日まで）。

パブリックコメント手続きに付された「コーポレートガバナンス・コード改訂案」「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」の、企業年金のアセットオーナーに期待される機能発揮に関する内容は、別紙のとおりです（2018年3月16日発行の「年金通信」（No. 2017-131 第39号）でお知らせした内容と変更はありません。）

【参考】

* 「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」の公表について（金融庁）

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-1.html>

* フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの改訂について（東京証券取引所）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20180330-01.html>

* 投資家と企業の対話ガイドライン（案）の公表について（金融庁）

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-2.html>

《コーポレートガバナンス・コード改訂案》（抜粋）

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

《投資家と企業の対話ガイドライン（案）》（抜粋）

5-1. 自社の企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置（外部の専門家の採用も含む）などの人事面や運営面における取組みを行っているか⁵。また、そうした取組みの内容が分かりやすく開示・説明されているか。

（脚注）⁵ 対話に当たっては、こうした取組みにより母体企業と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているかについても、留意が必要である。